

本資料は、平成30年度第1回港区子ども・子育て会議（H30.7.23開催）資料4「平成29年度港区子ども・子育て会議答申に対する区の対応について」に対し、委員の皆様から寄せられた意見についてまとめたものです。

## 資料 4

### 平成29年度港区子ども・子育て会議答申に対する区の対応についての意見一覧

#### 1 教育・保育施設等の充実（基本方針1）

<p>○ 答 申</p> <p>(1)</p> <p>港区では、保育需要の増大に対応するため、保育定員の拡大に努めている。年齢によって空き定員が生まれる状況を最小限に留め、待機児童解消につなげるために、各年齢の定員について、的確な見直しを行っていくべきである。</p>
<p>○ 答申に対する区の対応</p> <p>開設時の定員設定に当たっては、開設当初は3歳児以降の新規の申込みがほとんどないため、原則として0歳から2歳児までに限定しています。</p> <p>そこから生じる3歳児以降の空き定員を2歳児以下の定員に変更することについては、トイレなどの設備が年齢に合わなくなるほか、翌年度以降の学齢進行に対応するためのスペースの確保など課題があります。</p> <p>3歳児以降の空き定員を最小限とするため、将来の学齢進行も見据えつつ、定員の見直しを図るとともに、可能な限り保育希望の多い2歳児以下の受け入れ手法を検討し、空き定員をつくらないように努めてまいります。</p>

<p>●ご意見① （北條委員）</p> <p>答申は待機児童数に比べ、過大な空き定員を待機児童解消につなげることを求めている。この対応としての具体策が何も書かれていない。これでは、今まで通りやると言っていることになる。定員見直しの具体的方向を示す必要がある。</p>	<p>●ご意見に対する回答（区の現状）①</p> <p>（担当課：保育・児童施設計画担当、保育課）</p> <p>全ての園児の学齢進行に対応できるよう定員設定していますが、ご家庭のさまざまな事情により退園となり、定員に空きが生じる場合があります。</p> <p>入園状況を踏まえ、空き定員を作らないよう定員設定の工夫をしておりますが、退園を正確に見込むことは困難です。</p> <p>平成31年度から、開設後まもない保育園の空きクラスを活用して、待機児童が特に多い1歳児の受入れ事業を開始する予定です。待機児童解消に向け、保育園の空きスペースを有効に活用してまいります。</p>
---	---

# 1 教育・保育施設等の充実（基本方針1）

○ 答 申	
(2) 近年新たに設置された私立認可保育園には園庭のない保育園が多く、外遊びの際には、園庭の代替となる近隣の公園や児童遊園を利用している。公園の中には、保育園児の利用だけでなく、一般利用者もいるため、外遊びするだけの十分な場所が確保できていないものも見受けられる。将来的には、認可保育園に園庭の設置を義務とするとともに、現在園庭のない保育園にも、園庭などの子ども達が自由に遊べる場所の設置計画を求めるべきである。	
○ 答申に対する区の対応	
<p>子どもたちがプール遊びや外遊びができる園庭を確保することは、保育環境の充実を図る上で望ましいことと考えていますが、都心区である港区において、園庭の確保は非常に困難な状況にあります。このため、区は、私立認可保育園を誘致する際、基準を満たす園庭が確保できない場合に近隣の公園等を園庭に代わる場所として認める国の規定を適用するなどして、保育定員の拡大に取り組み、待機児童を削減してきました。</p> <p>同時に、区は、園庭のない私立認可保育園などに対し、区有施設を活用したプール遊びや外遊びの場所を提供し、保育環境の充実に向けた支援を行っています。</p> <p>区では引き続き新規開設を予定している事業者に対し園庭を設置するように働きかけを行うとともに、園庭の設置ができない保育園に対しての支援を行ってまいります。</p> <p>現時点において、園庭のない認可保育園に対し園庭の設置計画を求めることは困難であると考えますが、子ども達が自由に遊べる場所を確保するための方策について、検討してまいります。</p> <p>また、新たに公有地を活用し、園庭のある保育園の整備にも取り組んでまいります。</p>	

●ご意見①（北條委員）	●ご意見に対する回答（区の現状）①
この対応では答申の趣旨に対しては、何もしないというに等しい。事業者への働きかけの内容を具体化し、支援の具体的中身を記載すべき。答申は、園庭の設置計画を求めるべきとしている。答申を全く尊重していない。	（回答作成課：保育・児童施設計画担当、保育課） 用地確保の困難性等の観点からも、園庭のない認可保育園に対し園庭の設置計画を求めることは困難であると考えますが、新規開設予定事業者に対しては、事前協議の段階から園庭の重要性について丁寧な説明を行い、園庭を設置するよう働きかけています。
●ご意見②（東委員）	●ご意見に対する回答（区の現状）②
園庭のない保育園などに区有施設を活用する。新規開設園を予定している事業者に対して園庭を設置するよう働きかけるなど支援をしていく。という大変前向きでとてもうれしい区の対応だった。夏場の炎天下の中、子どもたちを徒歩でプールに通わせることは困難だと思う。また、大きな公園で遊ばせるにも行くまでには暑さも加え交通事故などの危険が伴う。より安全に、子どもの負担を軽減するためにも保育園バスの検討をしてほしい。	（担当課：保育課） 区は、園庭のない私立認可保育園に対し、区有施設を活用したプール遊びや外遊びの場所を提供するなど、保育環境の充実に向けた支援を行っております。 公園などへの送迎バスによる移動支援につきましては、他自治体における実施状況などを踏まえ、今後検討してまいります。
●ご意見③（藤田（裕）委員）	●ご意見に対する回答（区の現状）③
猛暑の中での外遊びの機会の確保は大変に難しく、特に日陰がある公園まで距離があるような保育園の場合には、行き帰りの時間・距離を鑑みて外遊びを中止せざるを得ない園もあるのではないかと。送迎方法の提供や、送迎方法確保のための金銭的な支援を行うなど、区としてのサポート方法を検討すべき。また、スペースに限りがある場合でも、室内で効果的な運動を行える遊具を配置する方法は検討しているか。	（担当課：保育課） 区は、園庭のない私立認可保育園に対し、区有施設を活用したプール遊びや外遊びの場所を提供するなど、保育環境の充実に向けた支援を行っております。 公園などへの送迎バスによる移動支援につきましては、他自治体における実施状況などを踏まえ、今後検討してまいります。 室内における効果的な運動につきましては、各施設において、巧技台を活用した運動やリトミックの実施など、創意工夫により取り組んでいます。

### 3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保（基本方針3）

○ 答 申
(1) 港区では、現在認定こども園が一園整備されている。認定こども園を作ることによって、保育園の定員が少なくなるというような課題もあるので、港区の地域性に合った認定こども園のあり方を検討してほしい。
○ 答申に対する区の対応
芝浦アイランドこども園の1号認定（教育標準時間認定）の定員は、4歳児、5歳児で各10人となっていますが、平成30年6月1日時点の在園児は、4歳児が2人、5歳児が6人です。認定こども園への移行は、1号認定の定員の設定により保育定員を削減する必要があることから、課題があると考えています。平成30年度に実施する、子ども・子育て支援ニーズ調査の結果や待機児童の状況を踏まえ、検討してまいります。

●ご意見① （北條委員）	●ご意見に対する回答（区の現状）①
港区は、幼稚園と保育園とをそれぞれ整備、充実させるべき地域である。（過疎地ではない）「芝浦アイランド子ども園」に、3歳児の1号認定の定員が用意されていないことは、法の趣旨に反している。保育所には教育機能があるとの認識を強調すべき。	(担当課：保育・児童施設計画担当、保育課) 芝浦アイランドこども園は、区の独自施設として平成19年4月に開設し、平成28年4月に保育所型認定こども園へ移行しております。 1号定員については、原則3歳から5歳児クラスで設けることとされていますが、地域の実情に応じて、4歳児、5歳児クラスにすることも可能です。 芝浦アイランドこども園は移行の際、施設・整備の制約等により子どもを受け入れ人数に制限があり、新たに3歳児の1号認定を設定するには、それまでの保育定員を削減する必要性が生じたため、待機児童の状況に大幅な改善が図られた場合に検討することとし、現在の定員設定を行っています。

#### 4 子ども・子育て支援の質の確保（基本方針4）

##### ○ 答 申

- (1) 保育水準の向上のためには、保育内容に対する指導監督に加え、本部の事業者に対する指導の強化も図るべきである。

##### ○ 答申に対する区の対応

区では、私立認可保育園等に対し年1回実施する指導検査または訪問指導において、関係法令等に従って施設が運営されているかなどを確認しております。指導検査または訪問指導の際には事業者本部の職員の立会を求め、必要に応じて指導しております。

また、保護者等からの施設に対する意見を踏まえ、必要に応じて事業者本部に対しても指導しております。

また、私立認可保育園等の職員を対象とした研修等も行っており、引き続き保育の質の向上に取り組んでまいります。

##### ●ご意見①（北條委員）

私立保育園職員対象の研修内容を具体的に記載すべき。

##### ●ご意見に対する回答（区の現状）①

（担当課：保育課）

園長研修、副園長研修、年齢毎に分かれそれぞれにあったテーマ（同僚性の構築、乳幼児期の愛着関係を育てるコミュニケーションスキル等）を行いました。またアレルギー対応や救急法、人権研修、障害児研修も行っております。また参加できなかった保育園に対しましては研修資料を送っています。

#### 4 子ども・子育て支援の質の確保（基本方針4）

○ 答 申
(2) 子どもの安全と保育の質の向上のために、保育士が働きやすい環境の整備や人材の確保等、保育士や事業者に対する支援の充実に引き続き努めていくべきである。
○ 答申に対する区の対応
区は、私立認可保育園等における処遇改善を通して保育人材の確保・定着を支援するため、保育士等キャリアアップ補助事業や保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を実施しております。引き続き、私立認可保育園等における保育人材の確保・定着を支援し、保育の質の向上を図ってまいります。

●ご意見①（東委員）	●ご意見に対する回答（区の現状）①
保育従事職員宿舍借り上げ支援事業で都の施策に港区として3万4千円の上乗せ補助を行ってくれた。他に、国や都が保育職員への保育人材の確保・定着の支援として保育士等キャリアアップ補助事業や処遇改善費の施策を行っているが一般企業の方と比べると低い水準。今後、ますます保育園職員の人材確保が難しい状況が予想される。区独自の賃金補助について検討はあるのか。	（担当課：保育課） 区といたしましては、保育士の給与を独自に助成することは考えておりませんが、保育士の賃金改善は広域的な課題であることから、国へ要望しております。

## 6 特別な支援が必要な家庭や子どもの施策の充実（基本方針6）

### ○ 答 申

- (1) 実際に障害と診断された子どもだけでなく、未受診あるいは診断が見つからないが発達障害の傾向があるような子どもにも早期に関わり、学童クラブ等の放課後の時間においても学習支援を行うことで、子どもたちの発達を促進するような仕組みづくりに一層取り組んでいくべきである。

### ○ 答申に対する区の対応

学童クラブでは、保護者が就労・疾病等の理由で、放課後等に保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全、安心に過ごすことのできる生活の場（居場所）を提供しています。発達障害の傾向があるような児童について、学童クラブとして学習支援を行うことはできませんが、小学校や発達支援センター相談室等と連携し、早期の段階から適切に対応いたします。また、平成32年4月以降は、（仮称）児童発達支援センターとの連携により、児童一人ひとりの発達段階や特性に応じた効果的な療育等に繋がります。

### ●ご意見①（北條委員）

「適切な対応」、「効果的な療育」に具体性が欠けているため、積極的な支援が行われるイメージがない。

発達障害の傾向がなければ、学習支援が可能と読めるが、それでよいのか。

### ●ご意見に対する回答（区の現状）①

（担当課：障害者福祉課、子ども家庭課）

平成32年4月に開設予定の児童発達支援センターでは、発達障害等特別な支援が必要な子どもに対し、作業療法士、言語聴覚士、心理士等の個別支援や小集団での活動による療育を行います。また、児童発達支援センターと学童クラブ等の間で、児童の発達の特性等の情報の共有を行い、児童が放課後等の時間を安心して過ごせるよう支援します。

なお、学童クラブでは、発達障害の傾向がある・なしに関わらず、学習支援は行っておりません。誤解のないような表現に改めます。

## 8 放課後対策の総合的な推進（基本方針8）

### ○ 答 申

(2) 子どもが自由にのびのびと遊べる場所の確保について、一層検討していくべきである。

### ○ 答申に対する区の対応

区では、放課後に子どもが安全で安心して遊べる場所として、体力増進指導を実施することができる遊戯室を備えた子ども中高生プラザや児童館等を整備しているほか、児童が安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所として学童クラブを整備し、区立小学校内に設置した放課GO→及び放課GO→クラブでは、各小学校と連携し、校庭や体育館等を活用した活動を行っています。

また、子どもが安全に遊べる身近な場所として、公園や児童遊園を整備しています。

さらに、子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、のびのびと思い切り遊べるよう場所と機会を提供するプレーパーク事業を「プレーパークの基本的考え方について」（平成23年3月）に基づき、平成23年度から高輪・芝浦港南地区において開催しました。平成28年度からは麻布地区、平成29年度からは体験プレーパークとして芝・赤坂地区でも開催し、今後は、5地区での定期的な開催を目指してまいります。

平成30年度は、0歳から5歳までの未就学児を対象とし、親子が自由に安全に自然遊びを楽しむるあそび場として「あそびのきち」の開催を検討しています。

### ●ご意見①（東委員）

プレーパーク事業の定期的開催はとても良い。

H30年度は、0～5才までの未就学児対象の「あそびのきち」の開催について、検討している内容を教えて欲しい。

### ●ご意見に対する回答（区の現状）①

（担当課：土木課・各総合支所まちづくり課）  
あそびのきちは、0～5歳の未就学児とその親を対象とした外遊び事業で、発育に合わせたあそび場、親子の触れ合いの場、親同士のつながりの場を目指しています。H30年度は、プレーパーク事業との連携を図り、高輪森の公園、亀塚公園、港南三丁目遊び場において開催を予定しており、開催日時やあそびの内容について、現在検討中です。

## 9 子どもの健全な育成に向けた施策の推進（基本方針9）

○ 答 申
(1) 保育園児の外遊び等で、子どもの公園利用が増えている。幼児用トイレをはじめ、気温の上昇時や落雷、豪雨による浸水等の災害時にも、子どもたちの安全が確保されるような整備の充実に努めてほしい。
○ 答申に対する区の対応
<p>幼児用トイレについては、平成30年度に、三田綱町児童遊園内のトイレを建替え、幼児用便座を備えた誰でもトイレを設置します。引き続き、公園や児童遊園トイレの改修に合わせて、子ども用便座や幼児用便器の設置を進めてまいります。</p> <p>また、公園整備に合わせ、パーゴラの設置や緑陰の確保による熱中症対策、そして、広場空間の確保や雨水の浸透施設の設置による浸水等への対策を講じてまいります。</p>

●ご意見① （東委員）	●ご意見に対する回答（区の現状）①
子どもトイレの設置等について、公園名や設置年等、具体的な計画を教えてください。	<p>（担当課：土木課・各総合支所まちづくり課）</p> <p>子どもトイレの設置等については、公園トイレの建替えをする際に、幼児用便座等を備えたトイレの整備を進めています。また、建替計画については、平成30年度に三田綱町児童遊園内トイレ、平成32年度に本村公園内トイレとなっております。</p>

## その他

●ご意見① （北條委員）	●ご意見に対する回答（区の現状）①
「平成29年度港区子ども・子育て会議答申」という名称でよいのか	<p>（担当課：子ども家庭課）</p> <p>名称について、以下のとおり訂正します。</p> <p>港区子ども・子育て会議答申（平成30年3月23日付平成28年度港区子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について）に対する区の対応について</p>